

(平成25年9月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年1月までの期間、同年7月から16年6月までの期間及び17年7月から18年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から15年1月まで
② 平成15年7月から16年6月まで
③ 平成17年7月から18年6月まで

私は、定職に就いていなかったため、収入が少なく、毎年、市・県民税申告書を提出しても非課税となっていた。

また、申立期間の前後の期間は、国民年金保険料が免除となっているが、当該期間について免除申請した覚えは無く、市・県民税申告書を提出した結果に連動して、保険料の免除が認められていたと認識していた。

日頃から、A業務課の担当者に口頭で国民年金保険料が免除となっていることを確認していたため、申立期間①、②及び③については、全額免除になっていると安心していただいていた。それなのに、申立期間①、②及び③について、未納期間とされているので、免除承認期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間を免除承認期間とするためには、平成14年4月から同年6月までの期間についての免除申請を同年4月又は同年5月に、同年7月から15年6月までの期間についての免除申請を14年7月又は同年8月に行う必要があるが、申立人のオンライン記録を見ると、平成14年度における国民年金保険料の免除申請日は、平成15年3月31日のみであることが確認できることから、当該免除申請日の時点において、申立人の免除承認期間は、同年2月から同年6月までの期間となり、申立期間①は免除申請の対象とはならない期間である。

なお、このことについて、申立人は、免除承認期間に係る年金事務所及び当

委員会事務室の説明により、既に理解を示している。

申立期間②について、当該期間を免除承認期間とするためには、平成15年7月又は同年8月に免除申請を行う必要があるが、当該期間中に、申立人が免除申請を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も免除申請を行っていないかもしれないと陳述している。

また、申立人は、申立期間②直前の平成15年2月から同年6月までの国民年金保険料免除申請承認通知書（平成15年5月15日付け）を所持しており、当該免除承認通知を受領した頃に、免除承認期間が同年6月までであること、及び申立期間②の始期に当たる同年7月以降については改めて免除申請が必要であることを認識できたと考えるのが自然である。

申立期間③について、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書（平成17年11月4日付け）を所持しており、当該期間が免除されていなかったことを認めている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、昭和47年3月に大学を卒業し家業を継ぐことになったので、私、両親及び税理士をしていた叔父の4人で、家業での私の給与額について相談することになった。その際に、私の国民年金及び健康保険のことが話題になり、母が、「私も保険料を支払っているので、手続をして一緒に支払ってきます。」と言ったのを覚えている。それで、私の国民年金の加入手続は、母がA県B市C区役所で行ったと思う。

また、私は、集金人が国民年金保険料を集金し、国民年金手帳に印紙を貼っていたこと、及び母が近くの金融機関で保険料を納めていた記憶がある。

申立期間当時、私は、国民年金について母に任せており関与していないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月に大学を卒業した後に、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の主張はこのことと符合しない上、申立期間のうち、48年9月以前の国民年金保険料は、当該払出時点において、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であるが、過年度納付したことをうかがわせる陳述及び事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母は、既に亡くなっているため、当時の

具体的な状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和48年9月以前の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立期間始期の3か月前の47年1月から現有の手帳記号番号が払い出された51年1月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の目視のほか、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

昭和51年3月にA県内の事業所を退職し、同年4月にB県の実家に帰った頃、私の母が、自宅に来ていたC組織の人を通じて、私の国民年金の加入手続きを行い、同時に任意の付加保険料の納付申出も行った。

国民年金に加入後、私の母が、昭和51年4月から私が婚姻する53年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料を自宅に来ていたC組織の人に納付していた。その当時、母から、「あなたの将来のことを考えて、少しでも年金を多く受け取れるように、400円を上乗せする付加保険料の納付申出をした。」旨聞いたことを覚えている。

その後、婚姻に伴って転居したD県E市においても、私が、付加保険料の納付申出を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付し始めた。

それなのに、母が納付してくれた申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立期間については定額保険料のみ納付と記録されている上、同台帳の摘要欄には、付加保険料の納付申出日が昭和53年7月3日であることを示す事跡「附 加入 53.7.3」が記されており、このことと申立内容は符合しない。

また、申立人が所持するB県F市発行の「転出された被保険者へ」と題した書面には、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料が納付済みである旨が記されているものの、当該期間について付加保険料が納付済みである事跡は確認できない上、申立人に係るE市の国民年金被保険者名簿の申立期間の納付記録欄にも、「前住所地で納付済」と押印されているものの、付加保険料

が納付されたことを示す事跡は無く、申立期間について付加保険料が納付されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る付加保険料の納付申出及び納付に直接関与しておらず、それらを行ったとされる申立人の母は現在療養中で事情を聴取することができず、母が納付先としていたC組織の当時のG職も既に亡くなっているため陳述を得ることができない上、母がC組織を通じて国民年金保険料を納付していたところを見たとする申立人から、申立期間の付加保険料の納付に関する事情を酌み取ろうとしたが、付加保険料の納付に係る周辺事情等は見いだせなかった。

加えて、申立人の母が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。